

「傷害補償共済」ご契約者さま各位

神奈川県福祉共済協同組合

## 傷害補償共済 保障内容の一部変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県福祉共済協同組合では、「傷害補償共済」の普通共済約款を一部改定し、保障内容の一部を変更させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

ご契約者の皆さまにおかれましては、本改定につきましてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

この書面は、保障内容の変更に関する概要を記載しておりますので、ご契約の更新前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

**なお、保障内容の変更に伴うお手続きは不要であり、掛金の変更もございません。**

### 1 保障内容変更の目的

近年、被共済者の高齢化及びそれに伴う事故の増加等により、共済金のお支払いが増加している状況を踏まえ、「傷害補償共済」を長期にわたって安定的に持続可能な制度とするべく、保障内容の変更を行います。

裏面 **3 保障内容その他約款変更の内容** にて主な変更箇所を記載しております。

特に保障金額の引き下げとなる変更につきましては、内容を十分にご確認くださいようお願い申し上げます。

### 2 保障内容変更の対象となるご契約

令和6年7月1日以降に保障開始する更新契約より対象となります。

※今般、保障内容の一部変更を行う共済制度は「傷害補償共済」のみであり、類似の共済制度「傷害補償共済Ⅱ」「傷害補償共済Ⅲ」「傷害補償共済Ⅲ800」「傷害共済制度」につきましては変更ございません。

### 3 保障内容その他約款変更の内容

#### 1) 後遺障害共済金に関わる部分の変更

安定的な共済事業運営を継続していく観点から、後遺障害共済金の給付額の引き下げを行います。

※後遺障害共済金以外の共済金に変更はございません。

後遺障害共済金額表

(単位 万円)

等級	変更前				⇒	変更後		
	日常生活中	工作中				就業中以外	就業中	
		安全	危険	特に危険			A級	B級
第1級	2,000	2,000	1,000	300	1,000	1,000	500	
第2級	1,760	1,760	880	264	900	900	450	
第3級	1,560	1,560	780	234	800	800	400	
第4級	680	680	340	102	300	300	150	
第5級	580	580	290	87	240	240	120	
第6級	500	500	250	75	190	190	95	
第7級	410	410	205	62	150	150	75	
第8級	330	330	165	50	80	80	40	
第9級	260	260	130	39	60	60	30	
第10級	200	200	100	30	50	50	25	
第11級	140	140	70	21	40	40	20	
第12級	100	100	50	15	30	30	15	
第13級	60	60	30	9	25	25	12.5	
第14級	30	30	15	5	20	20	10	

#### 2) 給付要件を明確化するための変更

共済金の給付要件を明確にするため、疾病要因が先行する下記(1)(2)の事案について、免責事項(共済金を支払わない場合)を明確化いたします。

変更点	内容
(1)「入浴中の溺水」について	「 <u>被共済者の入浴中の溺水(注1)</u> 」に対しては共済金をお支払いしない旨を、免責事項(共済金を支払わない場合)に明記いたします。 (注1)水を吸引したことによる窒息をいいます。
(2)「疾病等による障害の状態にある方の窒息等」について	「 <u>疾病等による障害状態にある方の食物等の吸引・誤嚥(注2)</u> による <u>気道閉塞・窒息</u> 」に対しては共済金をお支払いしない旨を、免責事項(共済金を支払わない場合)に明記いたします。 「 <u>疾病等による障害状態にある方の食物等の吸引・誤嚥(注2)</u> によって生じた肺炎」に対しては共済金をお支払いしない旨を、免責事項(共済金を支払わない場合)に明記いたします。 (注2)食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

※ただし、上記(1)(2)の事案であっても、その事案が被共済者の疾病等による身体の内部的要因が原因でないことを共済金受取人が証明した場合は、この限りではありません。

3) 職業・職務・作業分類表の変更

産業構造、社会環境の変化に伴い、職種ごとの危険度が縮小傾向にあるため、分類表を現行の「3区分（安全な仕事・危険な仕事・特に危険な仕事）」から「2区分（A級 危険度の低い職種・B級 危険度の高い職種）」に変更いたします。

職業・職務・作業分類表（一部抜粋）

変更前		⇒	変更後	
級別	職作業(例)		級別	職作業(例)
安全な仕事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務従事者</li> <li>●保健医療従事者</li> <li>●食料品製造作業</li> </ul>		A級 (危険度の低い職種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務従事者</li> <li>●保健医療従事者</li> <li>●食料品製造作業</li> <li>●販売従事者(運搬作業員、プロパンガス卸売店販売員等)</li> <li>●金属製造加工業者(圧延工、ガス溶接工・切断工等)</li> <li>●定置機関・機械および建設機械運転業者(汽かん士、建設用機械運転工等)</li> </ul>
危険な仕事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●販売従事者(運搬作業員、プロパンガス卸売店販売員等)</li> <li>●金属製造加工業者(圧延工、ガス溶接工・切断工等)</li> <li>●自動車運転者(トラック運転者、タクシー運転者等)</li> </ul>		B級 (危険度の高い職種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車運転者(トラック運転者、タクシー運転者等)</li> <li>●農林業従事者(伐木業者、造材業者等)</li> <li>●木・竹・草・つる製品製造業者(チップ製造工、製材工等)</li> </ul>
特に危険な仕事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定置機関・機械および建設機械運転業者(汽かん士、建設用機械運転工等)</li> <li>●農林業従事者(伐木業者、造材業者等)</li> <li>●木・竹・草・つる製品製造業者(チップ製造工、製材工等)</li> </ul>			

4) 契約取扱い方法等の明文化

上記のほか、共済金等の受取人を具体的に表記する等、共済契約の取扱い方法を明文化するため、規定を一部修正いたします。

(例)「共済金を支払います」→「共済金受取人に共済金を支払います。」

以上

< 傷害補償共済 共済金額表 (変更前後 対照表) >

共済金の種類	変更前				⇒	変更後		
	日常生活中	工作中				就業中以外	就業中	
		安全	危険	特に危険			A級※	B級※
死亡共済金	1,000万円	1,000万円	500万円	150万円	1,000万円	1,000万円	500万円	
弔慰金	50万円	50万円	25万円	10万円	50万円	50万円	25万円	
後遺障害共済金 (第1級~第14級)	2,000万円 ~30万円	2,000万円 ~30万円	1,000万円 ~15万円	300万円 ~5万円	1,000万円 ~20万円	1,000万円 ~20万円	500万円 ~10万円	
入院共済金 (1日につき)	5,000円	5,000円	2,500円	1,500円	5,000円	5,000円	2,500円	
手術共済金	50,000円	50,000円	25,000円	15,000円	50,000円	50,000円	25,000円	
長期入院見舞金 (一律)	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
往診共済金 (1日につき)	5,000円	5,000円	2,500円	1,500円	5,000円	5,000円	2,500円	
通院共済金 (1日につき)	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	1,000円	

※職業・職務・作業分類の詳細については、「傷害補償共済」普通共済約款に記載の「職業・職務・作業分類表」をご確認ください。

変更後の「傷害補償共済」普通共済約款と、その具体的な変更箇所につきましては、神奈川県福祉共済協同組合のホームページ(<https://www.fukushikyosai.or.jp/kaitei/>)に掲載しておりますので、併せてご確認くださいようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

神奈川県福祉共済協同組合

〒231-8323 横浜市中区元浜町 4-32

TEL 045-228-0774 (9時~16時 土日祝日を除く)